

一般財団法人福岡しみんの森協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人福岡しみんの森協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、森林の整備保全及び利活用に関する事業などを行い、森林の育成・林業の発展及び国土の保全、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林の整備保全及び利活用に関する事業
- (2) 自然愛護・環境保全等啓発事業
- (3) 野外活動等健康増進事業
- (4) 市民の森、公園緑地等の運営管理
- (5) 上記目的に関するコンサルタント事業
- (6) 特産品等物品販売及び貸器具事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	河部 浩幸
現金	500万円

(基本財産)

第7条 前条の財産のうち300万円は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

- 2 基本財産は、理事会の承認を得て追加することができる。
- 3 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 当法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、

理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第12条 当法人に、評議員3人以上5人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の選任又は解任

- (4) 評議員に対する費用弁償の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分及び除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは予め理事会が定めた順序により他の理事が、招集する。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員会を招集するには、会長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員等の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名する。

第5章 役員

(役員設置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、1人を副会長、1人を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事をもって業務執行理事とすることができる。

(役員選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事である会長及び副会長並びに業務執行理事である専務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、当法人の理事及び評議員又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び代表理事以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行うほか、法令又は本定款に定める職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは予め理事会が定めた順序により他の理事が、招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名しなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、本定款の第3条、第4条及び第13条第1項についても適用する。

(解散)

第41条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は福岡市に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金・残余財産の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(施行期日)

第44条 この定款は、令和5年6月8日から施行する。

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。